口座振替収納事務取扱要綱

（趣　　旨）

第１条　この要綱は、水道料金、下水道使用料及び公設浄化槽使用料（以下「水道料金等」という。）にかかる収納事務のうち、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発行する納入通知書、電子媒体及び伝送データ（以下「振替依頼明細等」という。）による預金口座振替の収納事務について取扱いを定め、納入義務者に対する利便性及び収納率の向上を図るものとする。

（取扱金融機関）

第２条　本収納事務の取扱金融機関は、新潟市水道事業会計規程（昭和５２年新潟市水道局管理規程第４号。以下「会計規程」という。）第７条第１項及び第２項に規定する出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

（預金口座）

第３条　預金口座は、原則として納入義務者の普通預金又は当座預金等のいずれかの１口座とする。

（申込の受付）

第４条　取扱金融機関は、別に定める「新潟市水道料金・下水道使用料等預金口座振替申込書」（以下「申込書」という。）により、納入義務者から申し出を受けたときは、会計規程第２６条第２項に基づき手続きを行うものとする。

２　水道局へ提出のあった申込書については、毎月５日、１５日及び２５日に各取扱金融機関に送付するものとし、取扱金融機関は前項に準じ手続きを行うものとする。

（取扱の停止）

第５条　取扱金融機関は、納入義務者から預金口座の解約又は口座振替による支払の停止依頼等があったときは、会計規程第２６条第３項に基づき手続きを行うものとする。

（変更の取扱い）

第６条　取扱金融機関は、納入義務者の預金口座の種別・口座番号及び口座名義等の変更が生じたときは、新規の申込みに準じ、第４条第１項に基づき手続きを行うものとする。

（申込書等の送付）

第７条　取扱金融機関は、前３条に規定する申込書等を受理した場合は、記載内容の確認

を行い、速やかに管理者あてに送付するものとする。

２　送付にあたっては、各申込書に全国統一金融機関番号及び統一店番号・科目コード・口座番号を記載し、担当者確認印及び公印を押印するものとする。

（振替日等）

第８条　水道料金等の所定振替日については、次に掲げた日とする。ただし、所定振替日が取扱金融機関の休業日にあたるときは、翌営業日を所定振替日とする。

⑴　毎月定例分の振替日は、翌月の１７日とする。

⑵　隔月定例分の振替日は、毎月２６日、翌月の２日とする。

⑶　毎月清算分の振替日は、毎月１７日、２６日、翌月の２日する。

⑷　第２号に定めた所定振替日に振替不能となったものについては、毎月１７日に再振替を行うものとする。

⑸　前各号の規定にかかわらず、事務処理等の都合によりやむを得ず所定振替日が変更となる場合は、管理者は、事前に取扱金融機関に対し変更内容を通知したうえで、変更後の振替日を指定して振替依頼を行うものとする。

２　管理者は、前項に定めた所定振替日以外に納入義務者から振替の依頼があった場合は、所定振替日以外の振替日を指定して振替依頼を行うことができる。

３　管理者は、口座振替にかかる振替依頼明細等を預金口座振替送付書とともに送付するものとし、取扱金融機関への到達日については次のとおりとする。

⑴　電子媒体により振替依頼を行う場合　所定振替日の４営業日前まで

⑵　納入通知書により振替依頼を行う場合　所定振替日の２営業日前まで

⑶　伝送データにより振替依頼を行う場合　所定振替日の４営業日前まで

（振替処理及び報告）

第９条　取扱金融機関は、振替依頼明細等の依頼内容に基づき振替処理を行うものとする。

２　前項により水道料金等を収納した場合は、会計規程第２２条に基づき、振替日の２営業日後までに管理者あてに報告しなければならない。

（振替不能の取扱い）

第１０条　取扱金融機関は、所定振替日に預金不足等により振替不能が生じた場合は、納入通知書又は振替不能者リスト等に別に定める振替不能理由を記載し、前条第２項に定める報告書とともに管理者あてに提出しなければならない。

（取扱金融機関の店舗の新設・廃止等に伴う措置）

第１１条　取扱金融機関は、店舗の新設・廃止又は計画的な口座番号の変更等がある場合は、当該納入義務者の異動処理方法については、あらかじめ両者が協議して定めるものとする。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和５４年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和５５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和５８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和５９年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和６１年６月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和６２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成９年９月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１７年３月２１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年８月２０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年７月１３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。